

平成22年度発注者綱紀保持対策の実施について

1. 発注者綱紀保持講習等の実施について

近畿農政局における発注者綱紀保持のための講習等については、平成22年度において以下のとおり

① 平成22年度近畿農政局発注者綱紀保持講習

本局、管内農政事務所及び事業（務）所の管理監督者及び発注担当職員を対象

(1) 実施時期等

年2回、8月及び12月予定

(2) 講習項目（予定）

- ・入札談合等関与行為防止法等について
- ・「コンプライアンス」について
- ・農林水産省発注者綱紀保持対策について

② その他

(1) 上記1. の講習に加え、発注に関係する者の会議においても、説明の場を設けることとする。

(2) 上記講習とは別に、本局、管内農政事務所及び事業（務）所の管理監督者及び発注担当職員を対象とした、発注者綱紀保持に関するチェックシートを実施する。

2. 発注者綱紀保持の競争参加有資格者への周知について

平成21年度に引き続き、以下の取組を実施する。

① 近畿農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持への取組状況について以下の資料を掲載する（<http://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>）。

- (1) 対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- (2) 近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- (3) 近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- (4) 農林水産省発注者綱紀保持規程
- (5) 発注者綱紀保持委員会規則
- (6) 農林水産省発注者綱紀保持マニュアル

② 以下の内容について、入札公告への掲載及び発注窓口における掲示を行う。

併せて、発注窓口にチラシを備え付け、関係事業者等への周知徹底を図る。

- (1) 農林水産省においては、発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- (2) 不当な働きかけを受けた場合は、ホームページに公表すること。

平成21年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1. 発注者綱紀保持講習等の開催状況

開催日・講習等名	受講者	概要(講師)
7/17(金) 第1回近畿農政局発注者綱紀保持講習	本局、農政事務所及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員、瀬戸内海漁業調整事務所発注担当者 計 48名	・公正取引委員会近畿中国四国事務所経済取引指導官 ・片岡経営研究所長
11/17(火) 第2回近畿農政局発注者綱紀保持講習	本局、農政事務所及び事業(務)所の管理監督者、発注担当職員、瀬戸内海漁業調整事務所発注担当者 計 36名	・公正取引委員会近畿中国四国事務所経済係長 ・片岡経営研究所長 *発注者綱紀保持に関するチェックシート実施
2/18(木) 管内農政事務所・事業(務)所経理担当者会議	管内農政事務所及び事業(務)所経理事務担当者 計 35名	・総務部総務課監査官 *発注者綱紀保持に関するチェックシート実施
3/9(火) 平成21年度近畿農政局管内設計積算担当者会議	管内事業(務)所設計積算担当者 計 115名	・総務部総務課監査官

2. 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知状況

平成21年度近畿農政局発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知方針に基づく競争参加有資格者への周知状況は次のとおりである。

(1) 近畿農政局ホームページの掲載状況

- ① 対策の概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」
- ② 近畿農政局発注者綱紀保持委員会設置要領
- ③ 近畿農政局発注者綱紀保持委員会の議事概要
- ④ 農林水産省発注者綱紀保持規程
- ⑤ 発注者綱紀保持委員会規則
- ⑥ 農林水産省発注者綱紀保持マニュアル

(2) 入札公告の掲載状況(注)

本局、農政事務所及び事業(務)所において入札公告に掲載している。

(3) 発注窓口の掲示状況(注)

本局、農政事務所及び事業(務)所において掲示している。

(4) 対策概要を取りまとめた「事業者の皆様へのお知らせ」の備付け状況

本局、農政事務所、事業(務)所において備付けている。

(注)入札公告の掲載及び発注窓口の掲示の内容は以下のとおりである。

- ①農林水産省において発注者綱紀保持規程等を制定し、綱紀保持対策を実施していること。
- ②第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページに公表すること。